3　新規則別紙様式第二号記載上の注意1．(3)及び別紙様式第六号記載上の注意1．(3)の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新規則の規定を適用することができる。

4　新規則別紙様式第三号記載上の注意7．及び別紙様式第七号記載上の注意7．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（労働金庫法第四十一条第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新規則の規定を適用することができる。

5　新規則別紙様式第九号第2記載上の注意1．(5)及び別紙様式第十号第2記載上の注意1．(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

6　新規則別紙様式第九号第2記載上の注意1．(2)⑪及び同様式第3記載上の注意7．並びに別紙様式第十号第2記載上の注意1．(2)⑪及び同様式第3記載上の注意7．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

7　新規則別紙様式第九号第2記載上の注意1．(3)及び別紙様式第十号第2記載上の注意1．(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

8　新規則別紙様式第九号の二第2記載上の注意1．(5)及び別紙様式第十号の二第2記載上の注意1．(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

9　新規則別紙様式第九号の二第22．記載上の注意1．(2)⑪及び同様式第23．記載上の注意1．並びに別紙様式第十号の二第22．記載上の注意1．(2)⑪、同様式第23．(1)記載上の注意1．及び同様式第23．(3)記載上の注意1．の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

10　新規則別紙様式第九号の二第22．記載上の注意1．(3)及び別紙様式第十号の二第22．記載上の注意1．(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新規則の規定を適用することができる。

（労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（令和二年内閣府厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の労働金庫法施行規則別紙様式第二号記載上の注意1．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号第2記載上の注意1．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第九号の二第22．記載上の注意1．中「(6)」を「(7)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号第2記載上の注意1．中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十号の二第22．記載上の注意1．中「(6)」を「(7)」に改める。

○内閣府令農林水産省令第三号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第２号（第25条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第２号**（第25条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
年度（　年　月　日現在）貸借対照表	年度（　年　月　日現在）貸借対照表
年　月　日作成　　住　所　農林中央金庫	年　月　日作成　　住　所　農林中央金庫
年　月　日備付　　代表理事　氏　名　印	年　月　日備付　　代表理事　氏　名　印